

議案第78号

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「長寿荘」を「川崎市中原老人福祉センター」に改める。

第4条第1項、第5条及び第6条中「（長寿荘を除く。）」を削る。

第7条ただし書中「市長（指定管理者が管理を行うセンターにあっては、指定管理者。次条及び第11条において同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第8条第5号及び第11条中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

長寿荘の名称を中原老人福祉センターに変更すること及びその管理を指定管理者に行わせることとするため、この条例を制定するものである。